

治水協定の締結について

情報提供 1

- 記録的豪雨災害となった台風19号(令和元年10月12~13日)を踏まえ、「既存ダム洪水調節機能強化に向けた基本方針」が「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議(議長:内閣総理大臣補佐官)」により示されました。

既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議(第1回)

議事概要 (抜粋)

日時: 11月26日(火) 16:30~16:45

場所: 官邸2階小ホール

出席者: 菅 義偉 内閣官房長官
岡田 直樹 内閣官房副長官
和泉 洋人 内閣総理大臣補佐官
古谷 一之 内閣官房副長官補
五道 仁実 国土交通省水管理・国土保全局長
濱野 幸一 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)
樽見 英樹 厚生労働省医薬・生活衛生局長
牧元 幸司 農林水産省農村振興局長
前田 泰宏 経済産業省地域経済産業グループ長
高橋 泰三 資源エネルギー庁長官
関田 康雄 気象庁長官
青柳 一郎 内閣府政策統括官(防災担当)

議題: 既存ダムの洪水調節への活用の在り方について

概要:

- 和泉内閣総理大臣補佐官から、会議の開催趣旨について説明があった。
- 五道国土交通省水管理・国土保全局長から、既存ダムの洪水調節への活用の在り方について説明があった。
- 関田気象庁長官から、気象予報の状況等について説明があった。
- その他、牧元農林水産省農村振興局長、高橋資源エネルギー庁長官から発言があった。
- 最後に、菅内閣官房長官から、以下のとおり発言があった。
 - ・ 台風第19号をはじめとした一連の豪雨は、東北、関東甲信越を中心とした広範な地域において甚大な被害をもたらした。
 - ・ 我が国には、国交省が所管する約560のいわゆる多目的ダムのほか、電力や農業用水などの利水ダムが約900存在する。そして、全てのダムの貯水容量のうち水害対策に使える「洪水調節容量」は3割にとどまっている。
 - ・ 近年の水害の激甚化を踏まえ、この会議において、国内1460の全てのダムの運用を検証し、洪水調節機能を早期に強化することとする。

既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針 (抜粋)

〔令和元年12月12日〕
既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議

ダムによる洪水調節は、下流の全川にわたって水位を低下させ、堤防の決壊リスクを低減するとともに、内水被害や支川のバックウォーターの影響を軽減するものであり、有効な治水対策として位置付けられる。

現在稼働しているダムは1460箇所で約180億 m^3 の有効貯水容量を有するが、水力発電、農業用水等の多目的で整備されていることから、洪水調節のための貯水容量は約3割(約54億 m^3)にとどまっている。

一般の台風第19号等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるように、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとし、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本的な方針として、本基本方針を定める。

本基本方針に基づき、全ての既存ダムを対象に検証しつつ、以下の施策について早急に検討を行い、国管理の一級水系(ダムが存する98水系。以下同じ。)について、令和2年の出水期から新たな運用を開始するとともに、都道府県管理の二級水系についても、令和2年度より一級水系の取組を都道府県に展開し、緊要性等に応じて順次実行していくこととする。

(1) 治水協定の締結

河川管理者である国土交通省(地方整備局等)と全てのダム管理者及び関係利水者(ダムに権利を有する者を言う。以下同じ。)との間において、水系毎の協議の場を設け、ダム管理者及び関係利水者の理解を得て、以下の内容を含む治水協定について、令和2年5月までに、一級水系を対象に、水系毎に締結する。国土交通省(地方整備局等)は、本治水協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

二級水系についても、国と地方の協議等を通じて、順次、水系毎の治水協定の締結を推進する。

洪水調節に利用可能な利水容量や貯水位運用等については、ダム構造、ダム管理者の体制、関係土地改良区への影響等の水利用の状況等を考慮する。

治水協定の概要（事前放流とは）

- 利水者の同意・協力のもと、令和2年5月29日に東北地方整備局管内の148基のダムで治水協定が締結されました。
- これにより、治水協定に示された「一定規模の大雨が予想された時」に、ダムの洪水調節容量を拡大する「事前放流」の実施が可能となりました。

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和2年5月29日
東北地方整備局

既存ダムの洪水調節機能強化に向け「治水協定」を締結 ～ダムの水害対策に使える容量が1.5倍に～

東北地方整備局は、令和元年12月12日に定められた「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」※別紙を踏まえ、1級河川12水系にあるダムの関係機関（河川・ダム管理者と関係利水者）と「治水協定」を締結しました。

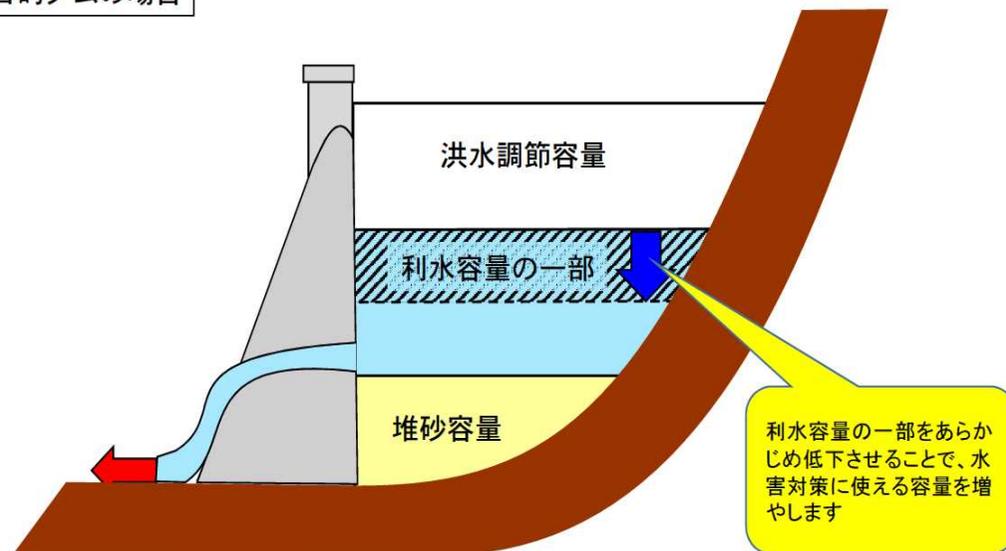
治水協定の締結により、東北地方整備局管内のダムにおいて水害対策に使える容量は、これまでのおよそ1.5倍となります。

今後、ダム関係機関と連携し、これからの出水期に備えます。

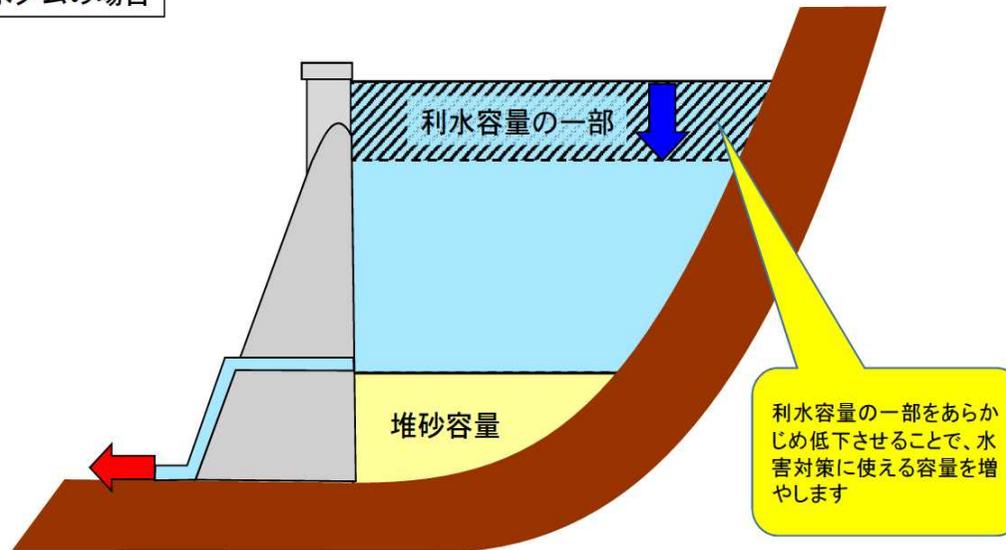
【治水協定の概要】

- ・ 治水協定は、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者により、東北地方整備局管内の1級河川12水系毎に、148基のダムで締結しました（県別、水系別の治水協定を締結したダム一覧を参照）。
- ・ 治水協定には、大雨が予想された場合、あらかじめダムの水位を低下させる「事前放流」（別紙を参照）の実施方針等が示されています（治水協定一覧を参照）。
- ・ 東北地方整備局管内の1級河川12水系にある多目的ダムは、全63基で10億8,900万 m^3 の水害対策に使える容量を有しています。
- ・ このたび、利水者の協力により、多目的ダムに利水ダムを加えた全148基のダムで新たに4億8,000万 m^3 の水害対策に使える容量が確保されました。

多目的ダムの場合



利水ダムの場合



最上川水系の治水協定締結について

- 5月29日(金)に治水協定を締結済み
- 最上川水系では、水害対策のために使える容量の割合がそれまでの38.6%から、締結後に57.0%へと向上

既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針に基づく「協議の場」

【構成員】

○河川管理者

- ・国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所
- ・国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所
- ・国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所
- ・山形県県土整備部

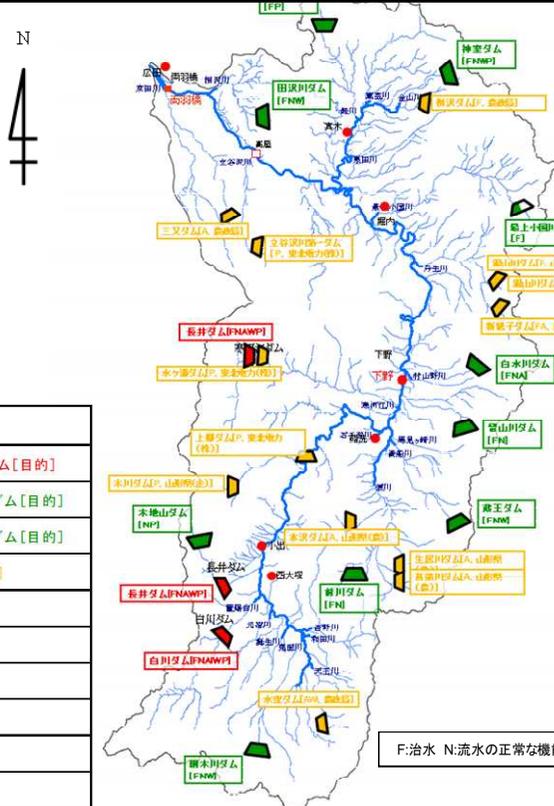
○ダム管理者

- ・国土交通省東北地方整備局最上川ダム統管理事務所
- ・農林水産省東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所
- ・山形県県土整備部
- ・山形県農林水産部
- ・山形県企業管理者
- ・上市市土地改良区
- ・最上川中流土地改良区
- ・東北電力(株)山形発電技術センター
- ・東北電力(株)庄内発電技術センター

○関係利水者

- ・山形市上下水道事業
- ・長井市
- ・飯豊町
- ・白川土地改良区
- ・寒河江川土地改良区
- ・野川土地改良区
- ・東根市土地改良区

※治水協定では、河川管理者、ダム管理者、関係利水者を兼任している場合あり



○水害対策に使える容量
(25ダム)

締結前38.6%



締結後57.0%
(約5,900万m³の増加)

ダム名	有効貯水容量 (千m ³)	洪水調節容量		洪水調節可能容量		水害対策に使える容量に対する割合	基準降雨量 (mm)
		容量 (千m ³)	有効貯水容量に対する割合	容量 (千m ³)	有効貯水容量に対する割合		
● 白川	41,000	30,000	73.2%	3,680	9.0%	82.1%	107
● 寒河江	98,000	37,000	37.8%	7,080	7.2%	45.0%	170
● 長井	48,000	27,000	56.3%	1,040	2.2%	58.4%	116
● 木地山	6,400	0	0.0%	5,200	81.3%	81.3%	116
● 蔵王	5,200	2,100	40.4%	3,100	59.6%	100.0%	231
● 高坂	12,750	10,050	78.8%	3,500	27.5%	106.3%	188
● 前川	4,100	2,400	58.5%	1,700	41.5%	100.0%	125
● 白水川	4,600	2,000	43.5%	360	7.8%	51.3%	93
● 神室	5,800	2,300	39.7%	1,320	22.8%	62.4%	136
● 田沢川	7,900	3,100	39.2%	1,540	19.5%	58.7%	177
● 綱木川	8,300	4,900	59.0%	1,670	20.1%	79.2%	95
● 留山川	1,000	675	67.5%	260	26.0%	93.5%	150
● 最上の里川流水型	2,100	2,100	100.0%	0	0.0%	100.0%	87
○ 上郷	1,890	0	0.0%	2,450	129.6%	129.6%	139
○ 新鶴子	29,800	0	0.0%	10,840	36.4%	36.4%	126
○ 水窪	31,000	0	0.0%	9,000	29.0%	29.0%	106
○ 槻沢	6,751	0	0.0%	1,890	28.0%	28.0%	128
○ 水ヶ瀬	1,507	0	0.0%	1,460	96.9%	96.9%	170
○ 生居川	2,470	0	0.0%	1,410	57.1%	57.1%	142
○ 木川	540	0	0.0%	840	155.6%	155.6%	128
○ 立谷沢川第1	93	0	0.0%	20	21.5%	21.5%	102
○ 菖蒲川	413	0	0.0%	250	60.5%	60.5%	142
○ 銀山川	254	0	0.0%	250	98.5%	98.5%	126
○ 三又	93	0	0.0%	50	54.1%	54.1%	102
○ 本沢	157	0	0.0%	40	25.5%	25.5%	128
合計	320,117	123,625	38.6%	58,950	18.4%	57.0%	-

※●:多目的ダム、○:利水ダム

赤川水系の治水協定締結について

- 5月29日(金)に治水協定を締結済み
- 赤川水系では、水害対策のために使える容量の割合がそれまでの46.0%から、締結後に79.3%へと向上

既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針に基づく「協議の場」

【構成員】

○河川管理者

- ・国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所
- ・山形県県土整備部

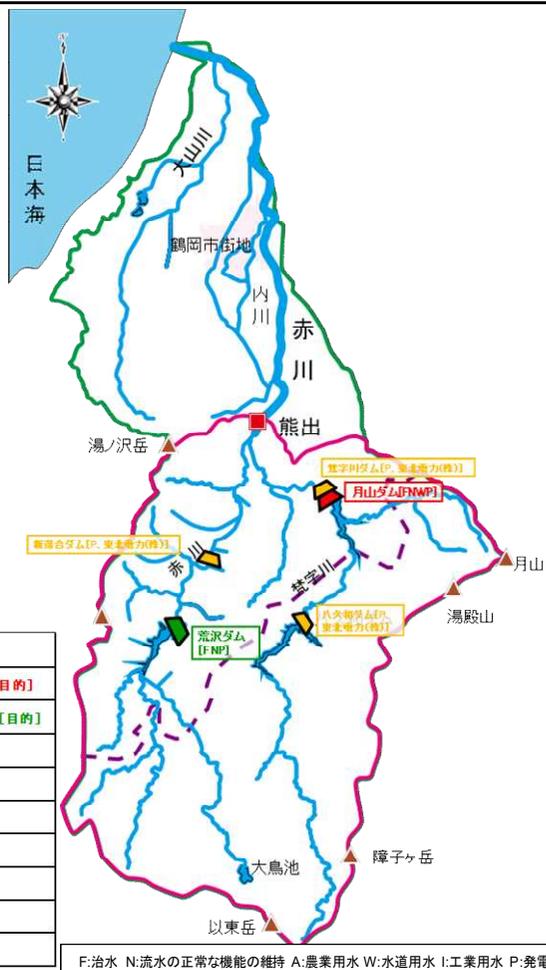
○ダム管理者

- ・国土交通省東北地方整備局月山ダム管理所
- ・山形県県土整備部
- ・東北電力(株)庄内発電技術センター

○関係利水者

- ・山形県企業管理者
- ・東北電力(株)庄内発電技術センター

※治水協定では、河川管理者、ダム管理者、関係利水者を兼任している場合あり



ダム名	有効貯水容量 (千m3)	洪水調節容量		洪水調節可能容量		水害対策に使える容量	基準降雨量 (mm)
		容量 (千m3)	有効貯水容量に対する割合	容量 (千m3)	有効貯水容量に対する割合	有効貯水容量に対する割合	
● 月山	58,000	38,000	65.5%	19,452	33.5%	99.1%	125
● 荒沢	30,870	17,570	56.9%	3,453	11.2%	68.1%	142
○ 八久和	31,484	0	0.0%	16,830	53.5%	53.5%	140
○ 梵字川	44	0	0.0%	44	100.0%	100.0%	125
○ 新落合	327	0	0.0%	378	115.6%	115.6%	137
合計	120,725	55,570	46.0%	40,157	33.3%	79.3%	-

※●:多目的ダム、○:利水ダム

○水害対策に使える容量(5ダム)

締結前46.0%



締結後79.3%

(約4,020万m3の増加)